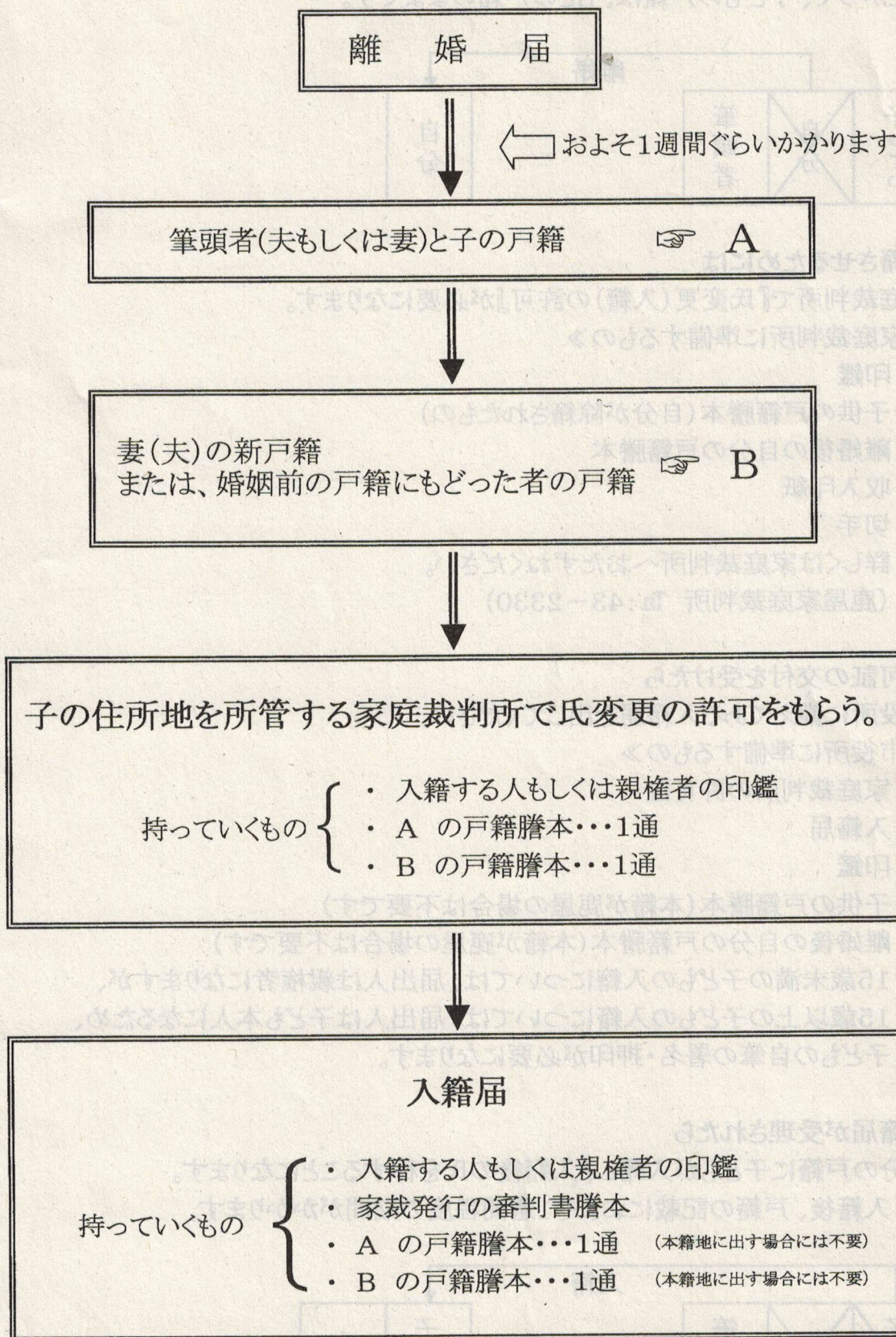


母の氏を称する入籍の手続きについて

鹿屋市役所市民課

Tel: 0994-43-2111 (3154・3157)



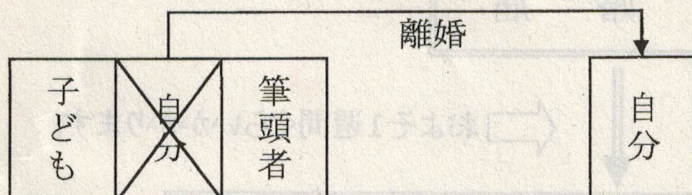
※ 入籍する人が15歳未満の場合は、親権者が届出人となります。

※ 入籍する人が15歳以上の場合は、本人が届出人となります。

子供を自分の戸籍に入籍させたい方へ

1. 離婚届を出したら

離婚届の親権を行う子の欄は、父母のどちらかに親権を定めただけにすぎません。したがって、子どもの戸籍は、もとの戸籍のままです。



2. 入籍させるためには

家庭裁判所で『氏変更(入籍)の許可』が必要になります。

《家庭裁判所に準備するもの》

- 印鑑
- 子供の戸籍謄本(自分が除籍されたもの)
- 離婚後の自分の戸籍謄本
- 収入印紙
- 切手

※ 詳しくは家庭裁判所へおたずねください。

(鹿屋家庭裁判所 Tel:43-2330)

3. 許可証の交付を受けたら

市役所に備えてある入籍届を出してください。

《市役所に準備するもの》

- 家庭裁判所の許可証
- 入籍届
- 印鑑
- 子供の戸籍謄本(本籍が鹿屋の場合は不要です)
- 離婚後の自分の戸籍謄本(本籍が鹿屋の場合は不要です)

※ 15歳未満の子どもの入籍については、届出人は親権者になりますが、15歳以上の子どもの入籍については、届出人は子ども本人になるため、子どもの自筆の署名・押印が必要になります。

4. 入籍届が受理されたら

自分の戸籍に子どもが入籍し、入籍後の氏を称することになります。

※ 入籍後、戸籍の記載におよそ1週間程度の期間がかかります。

